

意見書案第2号

児童扶養手当の拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年 3月 6日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 関戸 勇

児童扶養手当の拡充を求める意見書（案）

子どもは未来の主人公であり、社会の希望である。だれもが子ども達の健やかな成長を願っている。しかし、子どもの貧困率は過去最悪の16.3%(2012年)になり、深刻な状況である。なかでも、ひとり親世帯の貧困率は54.6%に及び、見過ごせない実態となっている。就労収入が200万円以下の母子世帯は64%を占め、ひとり親家庭子育てへの経済的支援は緊急な課題である。

児童扶養手当法の大本に日本国憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」と「生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」との生存する権利をうたった条文がある。ところが、現在の児童扶養手当は、上限が月4万2,330円と、とても生活できる金額であるとは言えない。とりわけ、さまざまな事情により祖父母が養育している場合、「児童扶養手当法」の一部改正により、年金額が児童扶養手当額より低い世帯は、その差額分の児童扶養手当が受給できるようになったものの、年金との併給は認められていない。

よって、政府においては、ひとり親家庭の命綱である児童扶養手当の拡充に向け、下記のとおり措置を求める。

記

1. 児童扶養手当の支給額の引き上げを図ること。
2. 児童扶養手当を支給開始5年後に半減する措置は中止すること。
3. 児童扶養手当と年金との併給支給を認めること。

以上、地方自治法、第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆参両院議長